平成２２年（フ）第１３４号
神奈川県三浦市城山町12番１号
債務者　瀬戸　斡侔
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２２年（フ）第２２８号
青森市大字浪館字志田９番地13
債務者　横山　美香
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第２３８号
青森市奥野２丁目４番４号
債務者　永倉　陽子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第７９号
青森県弘前市大字和徳町352番地　工藤アパート６―12号
債務者　後藤　　保
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２２年（フ）第５４号
岐阜県美濃加茂市西町３丁目211番地
債務者　髙田　勝子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部
平成２２年（フ）第１３８号
長崎県佐世保市金比良町10番27号、旧住所長崎県佐世保市東大久保町７番15号
債務者　児玉　君子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係
平成２２年（フ）第５０号
岐阜県美濃加茂市新池町１丁目９番３号　ＢＩＧ　ＢＥＮ　ＲＥＳＩＤＥＮＳＥ―202
債務者　玉田　幸男
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部
平成２２年（フ）第１５１号
佐賀県鳥栖市土井町174番地　萱方県営住宅４棟５
債務者　緒方　弘子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１５５号
佐賀県佐賀市田代２丁目８番９号
債務者　牧山　　宏
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１５６号
佐賀県多久市北多久町大字多久原3230番地
債務者　小池　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１５８号
佐賀県神埼市脊振町広滝563番地１
債務者　八谷　弘毅
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１６１号
佐賀県佐賀市久保田町大字徳万235番地１
債務者　中島まゆみ
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１７３号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野712番地１　森園貸家５号
債務者　吉原　健次
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１７４号
佐賀県佐賀市川副町大字犬井道369番地３
債務者　山口　道男
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１７５号
佐賀県佐賀市川副町大字犬井道369番地３
債務者　山口　千春
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１７８号
佐賀県佐賀市本庄町大字鹿子1791番地
債務者　藤松イサ子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１７９号
佐賀県小城市小城町池上1890番地
債務者　國信　剛司
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１８０号
佐賀県佐賀市中の館町14番16号
債務者　中野　武司
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係